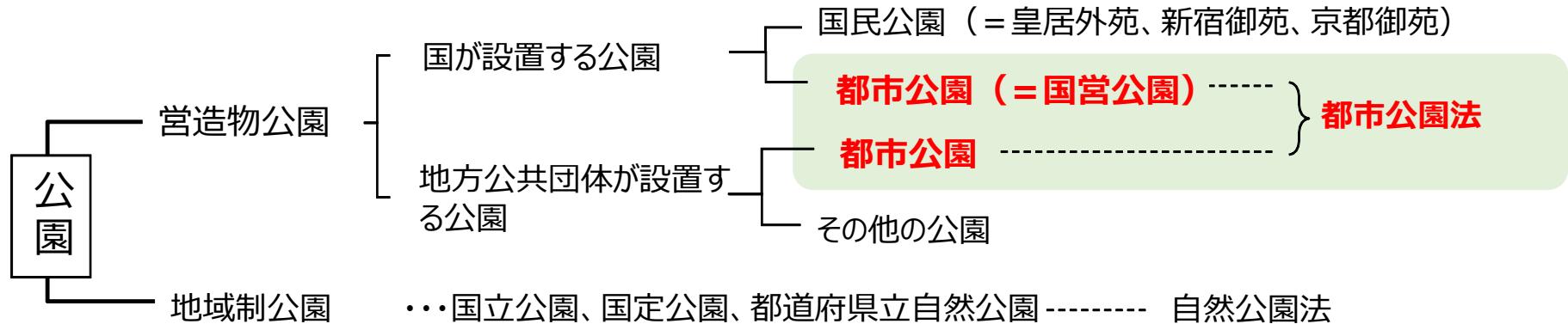


都市公園における官民連携の推進

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
公園利用推進官 下出 大介

都市公園の概要



宮造物公園とは「国又は地方公共団体が、一定区域内の**土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し**一般に公開する公園」を指す。



地域性公園とは「国又は地方公共団体が、一定区域内の**土地の権原に関係なく**、その区域を公園として指定し、**土地の利用の制限や一定の行為の規制**等によって自然景観を保全することを主な目的とする公園」を指す。



都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号）】

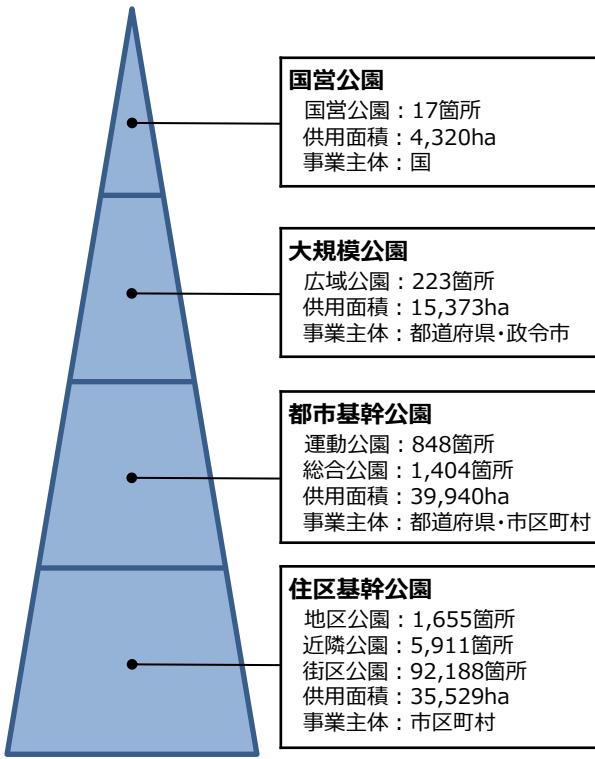
第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

- 一 都市計画施設（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。次号において同じ。）である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地（口に該当するものを除く。）
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

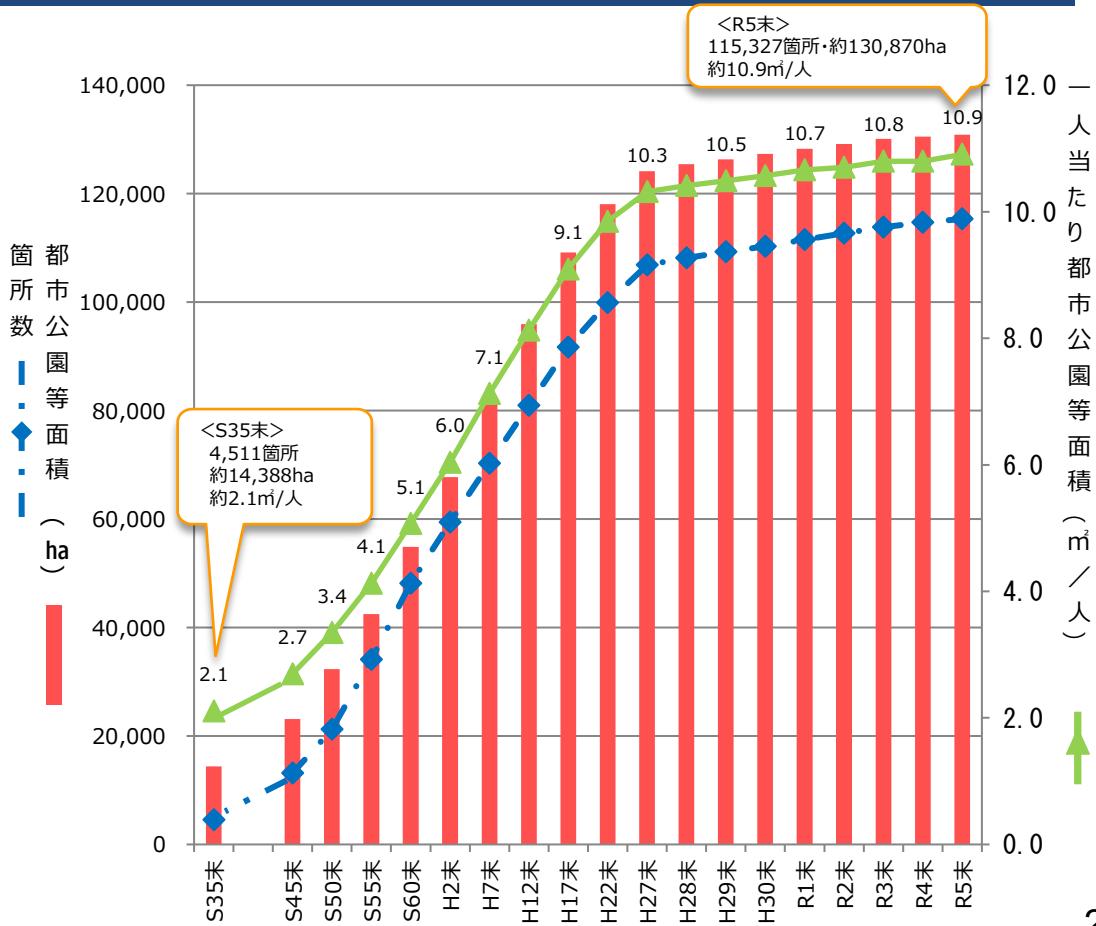
都市公園の整備現況

- 都市公園は、都市における防災性向上や環境維持・改善、健康・レクリエーション空間提供、景観形成、歴史・文化伝承等の様々な機能を持ち、広域的な観点等により設置される国営公園から住民に身近な街区公園まで様々な種類がある。
- 全国の都市公園等の整備は、約12万箇所、約13万haまで進展。一人当たり面積も平均では10m²を超過。

都市公園の体系



全国の都市公園等の整備推移



※箇所数は、2024年3月末現在

都市公園及び公園施設の管理者

- 都市公園の管理は、都市公園法に基づき、原則、地方公共団体。（ただし、国営公園の場合は国が管理）
- 都市公園法以外の法律に基づき、都市公園の管理を公園管理者以外の者に行わせることも可能。

1. PFI事業 【PFI法】

- ・「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づく選定事業として、**民間事業者との契約に基づき、公園施設の建設や維持管理といった事実行為を民間事業者に行わせることが可能。**

※あくまで事実行為を行わせるものであり、例えば收受した利用料金を民間事業者が自ら收受する場合など、事実行為以外の行為を行う場合には、別途都市公園法の設置管理許可制度や指定管理者制度の適用が必要となる。

2. 指定管理制度 【地方自治法第244条の2】

- ・地方自治法に基づき、**条例で定めるところにより、議会の議決を経て、都市公園の管理を指定管理者に行わせることが可能。**
- ・この場合、あらかじめ利用料金について地方公共団体の承認を得れば、**当該公の施設の利用者から指定管理者の収入として收受することができる。**
- ・指定管理制度は基本的に都市公園全体の包括的な管理を委ねるものである。
- ・また、公園施設の設置を指定管理者が実施する場合には、別途、都市公園法第5条の許可が必要。

設置管理許可制度

- 都市公園における公園施設は、基本的に公園管理者が設置又は管理を行うものであるが、都市公園法制定当初より、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるものは、公園管理者の許可を得ることにより、公園管理者以外の者が設置又は管理できることとされていた。
- 平成16年の法改正により、地域住民団体等の多様な主体が、より主体的に自らの判断に基づき都市公園の整備や管理を行えるようにするため、「当該公園の機能の増進に資すると認められるもの」が、設置管理許可の要件に追加された。

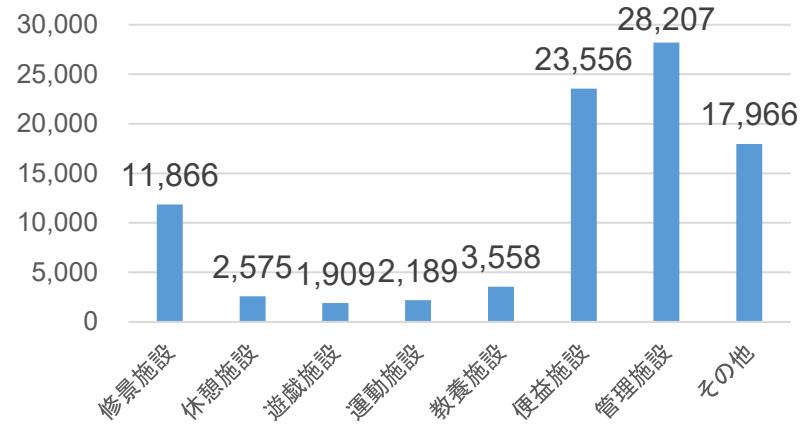
【民間事業者による公園施設の設置・管理事例】



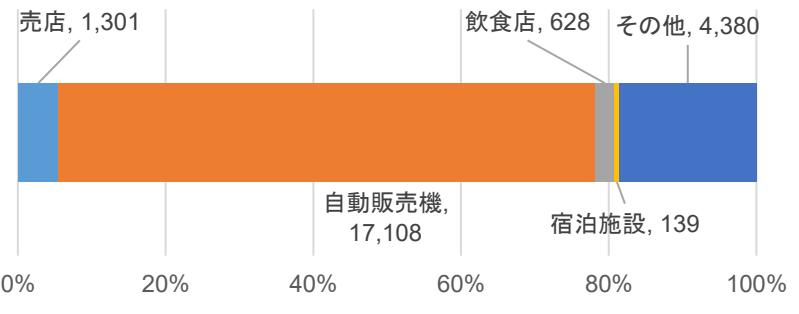
富山県が飲食店を設置・管理する民間事業者を公募し、スター・バックス・コーヒーが出店【富岩運河環水公園（富山県）】

大阪市が再整備、管理運営を事業者の負担により行う者を公募し、近畿不動産が、カフェ等を設置【天王寺公園（大阪市）】

【設置管理許可件数（令和5年度末）】

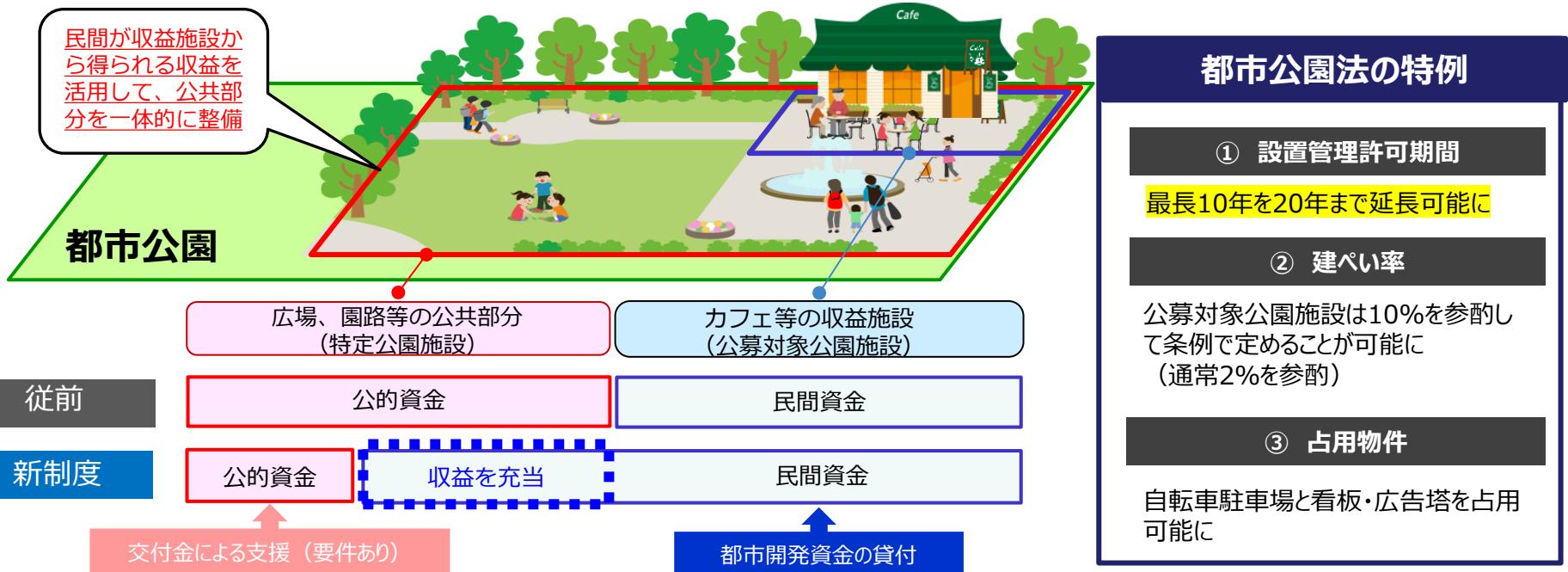


【便益施設の内訳（令和5年度末）】



公募設置管理制度(Park-PFI)の概要

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



Park-PFIの活用によって促される効果

公園管理者側

公共部分の整備に収益を充当させる仕組が法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される

事業者側

法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる

公園利用者側

公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる

P-PFI活用のメリット

- P-PFIを活用することは、公園管理者、民間事業者、公園利用者にとって以下のようないい處がある。

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる財政負担が軽減される
- ✓ 民間の創意工夫を取り入れた整備、管理により、公園のサービスレベルが向上する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、長期的視野での投資、経営が可能となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的にデザイン、整備できることで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、公園の利便性、快適性、安全性が高まる

公募対象公園施設

⇒事業の核となる収益施設

○飲食店、売店等の公園施設（※）であって公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

（※）休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台、集会所

【施設の例】

カフェ



レストラン



屋内子供遊び場



売店



特定公園施設

⇒収益施設と一体的に整備される一般公園利用者向け施設

○公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設（※）であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

（※）全ての公園施設が対象

【施設の例】

園路



広場



トイレ



休憩所



利便増進施設

⇒事業の収益性を高めるために設置を認める占用物件

○自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、廣告塔であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるもの

【施設の例】

自転車駐車場



看板、廣告塔



公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況(その1)

● Park-PFIは182箇所で活用されており、そのほか165箇所において活用を検討中（令和6年度末時点）

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
平成29年度 4箇所		
福岡県	北九州市	勝山公園
東京都	豊島区	しまみどりの防災公園（愛称：イケ・サンパーク）
愛知県	名古屋市	久屋大通公園
岐阜県	岐阜県	ぎふ清流里山公園
平成30年度 17箇所		
福岡県	福岡県	天神中央公園
岩手県	盛岡市	木伏緑地
北海道	恵庭市	漁川河川緑地（花の拠点Ⅰ期）
東京都	新宿区	新宿中央公園
大分県	別府市	別府公園
鹿児島県	鹿児島市	加治屋まちの杜公園
兵庫県	国土交通省	国営明石海峡公園（淡路地区）Ⅰ期
群馬県	群馬県	敷島公園
神奈川県	横浜市	横浜動物の森公園
和歌山县	和歌山市	本町公園
京都府	京都市	大宮交通公園
青森県	むつ市	おおみなど臨海公園
大分県	別府市	鉄輪地獄地帯公園
岩手県	盛岡市	中央公園
岩手県	二戸市	金田一近隣公園
神奈川県	湯河原町	万葉公園
兵庫県	神戸市	海浜公園
令和元年度 22箇所		
長崎県	平戸市	中瀬草原
福岡県	福岡県	大濠公園
東京都	渋谷区	北谷公園
長崎県	佐世保市	中央公園
千葉県	木更津市	鳥居崎海浜公園
福岡県	国土交通省	海の中道海浜公園
神奈川県	平塚市	湘南海岸公園
兵庫県	神戸市	東遊園地
愛知県	愛知県	小幡緑地
埼玉県	所沢市	東所沢公園
岐阜県	各務原市	学びの森

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
令和元年度（続き）		
群馬県	群馬県	観音山ファミリーパーク
山梨県	富士川町	大法師公園
大阪府	東大阪市	花園中央公園
広島県	福山市	中央公園
神奈川県	神奈川県	観音崎公園
三重県	四日市市	中央緑地
愛知県	豊田市	鞍ヶ池公園
大阪府	堺市	大仙公園（いこいの広場）
大阪府	堺市	大仙公園（旧大仙公園事務所）
青森県	むつ市	代官山公園
山形県	山形市	ひばり公園
令和2年度 23箇所		
福井県	越前市	武生中央公園
青森県	青森市	青い森セントラルパーク
茨城県	茨城県	偕楽園
大阪府	堺市	原池公園
福島県	須賀川市	翠ヶ丘公園
神奈川県	横須賀市	長井海の手公園（ソレイユの丘）
東京都	北区	飛鳥山公園
福岡県	久留米市	中央公園
愛知県	名古屋市	徳川園
沖縄県	沖縄市	コザ運動公園
千葉県	我孫子市	手賀沼公園
北海道	恵庭市	漁川河川緑地（花の拠点Ⅱ期）
静岡県	静岡市	城北公園
静岡県	浜松市	万斛庄屋公園
石川県	加賀市	山代スマートパーク
東京都	渋谷区	恵比寿南一公園
愛知県	豊川市	赤塚山公園
三重県	津市	中勢グリーンパーク
東京都	多摩市	多摩中央公園
埼玉県	志木市	いろは親水公園
広島県	広島市	中央公園（旧広島市民球場跡地）
東京都	東京都	明治公園
東京都	東京都	代々木公園

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
令和3年度 34箇所		
広島県	広島市	中央公園（広場エリア等）
奈良県	国土交通省	国営飛鳥歴史公園（祝戸地区）
愛知県	名古屋市	鶴舞公園
長野県	塩尻市	小坂田公園
茨城県	常総地方 広域市町村圏 事務組合	常総運動公園
神奈川県	藤沢市	鵠沼浜海公園
福岡県	新宮町	新宮ふれあいの丘公園
三重県	三重県	ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）
長野県	小諸市	飯綱山公園
奈良県	橿原市	新沢千塚古墳群公園
大阪府	大阪府	住吉公園
京都府	舞鶴市	舞鶴赤れんがパーク
滋賀県	滋賀県	ひわこ地球市民の森
滋賀県	滋賀県	ひわこ文化公園
福井県	勝山市	長尾山総合公園
大分県	別府市	春木川公園
群馬県	前橋市	コルンシティ公園
千葉県	千葉市	千葉公園
大阪府	吹田市	桃山公園
神奈川県	横浜市	山下公園
東京都	東村山市	萩山公園
福岡県	北九州市	到津の森公園
神奈川県	川崎市	池上新町南緑道
大分県	別府市	上人ヶ浜公園
愛知県	津島市	天王川公園
大阪府	吹田市	江坂公園
北海道	恵庭市	恵庭ふるさと公園
東京都	江戸川区	総合レクリエーション公園 新左近川親水公園
京都府	京都市	南岩本公園
埼玉県	さいたま市	（仮称）埼玉県立総合教育センター跡地公園
富山県	射水市	本開発公園
大阪府	大阪市	難波宮跡公園
神奈川県	川崎市	富士見公園
滋賀県	大津市	大津湖岸なぎさ公園

※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類

※ **赤字**は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【105公園】

※ 令和7年3月31日時点で不調や事業者の撤退等の事業は掲載していない。

（令和7年3月31日時点・国土交通省調べ）

公募設置管理制度(Park-PFI)の活用状況(その2)

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
令和4年度 30箇所			令和5年度 29箇所			令和6年度 23箇所		
石川県	加賀市	(仮称) 萬松園公園	大阪府	岸和田市	大門公園	沖縄県	那覇市	新都心公園
宮崎県	延岡市	城山公園	大阪府	堺市	水賀池公園	神奈川県	横浜市	大通り公園
福島県	郡山市	開成山公園等	富山県	富山市	吳羽山公園	千葉県	流山市	流山市総合運動公園
茨城県	水戸市	千波公園	埼玉県	さいたま市	さぎ山記念公園	福岡県	福岡県	西公園
千葉県	千葉県	柏の葉公園	岐阜県	本巣市	もとまるパーク	東京都	小平市	鷹の台公園
静岡県	湖西市	新居弁天公園	東京都	江東区	若洲公園	東京都	小平市	中央公園
岡山県	岡山市	北長瀬未来ふれあい総合公園	埼玉県	さいたま市	(仮称) さいたま市農業交流公園	大阪府	大阪府	りんくう公園
静岡県	伊豆の国市	狩野川神島公園	茨城県	龍ヶ崎市	龍ヶ崎市森林公園	栃木県	宇都宮市	八幡山公園
広島県	広島市	中央公園(広島城三の丸)	岐阜県	岐阜市	岐阜公園	宮崎県	宮崎市	栄町街区公園
大阪府	枚方市	王仁公園	北海道	札幌市	百合が原公園	東京都	大田区	羽田空港公園
和歌山県	和歌山市	道の駅四季の郷公園	静岡県	静岡市	清水船越堤公園	滋賀県	彦根市	金龜公園
埼玉県	さいたま市	与野公園	沖縄県	与那原町	与那古浜公園	大阪府	吹田市	中の島公園
岐阜県	各務原市	木曽川前渡南公園	埼玉県	さいたま市	(仮称) 岩槻南部新和西地区近隣公園等	東京都	板橋区	板橋公園
京都府	京田辺市	田辺公園	長野県	長野市	長野駅東口公園	神奈川県	横須賀市	三笠公園
愛知県	刈谷市	猿渡公園	沖縄県	名護市	21世紀の森	東京都	中央区	桜川公園
北海道	厚真町	大沼フッシングパーク(大沼野営場)	愛知県	小牧市	小牧山東公園	高知県	高知市	桂浜公園
神奈川県	川崎市	橋公園	富山県	高岡市	高岡おとぎの森公園	東京都	品川区	東品川海上公園
高知県	高知県	五台山公園	富山県	富山県	富山県常願寺川公園	沖縄県	北谷町	北谷公園
沖縄県	浦添市	経塚公園	富山県	富山県	富山県五福公園	神奈川県	横須賀市	大矢部みどりの公園
佐賀県	佐賀県	吉野ヶ里歴史公園	富山県	富山県	県民公園太閤山ランド	埼玉県	入間市	狭山台地区近隣公園
栃木県	足利市	本町緑地	広島県	広島県	広島県立びんご運動公園	愛知県	刈谷市	刈谷市総合運動公園
香川県	高松市	中央公園	沖縄県	那覇市	漫湖公園	東京都	国土交通省	国営昭和記念公園
群馬県	館林市	つづじが岡公園	群馬県	伊勢崎市	華蔵寺公園	福岡県	福岡市	音羽公園
群馬県	前橋市	荻窪公園	宮城県	多賀城市	中央公園			
山形県	山形市	駅前公園	愛知県	愛知県	あいち健康の森公園			
沖縄県	糸満市	南浜公園	愛知県	豊田市	中央公園(第二期整備)			
福岡県	福岡市	東平尾公園(大谷広場)	神奈川県	川崎市	登戸つくりと公園			
福岡県	福岡市	清流公園	福岡県	福岡市	長垂海浜公園			
福岡県	福岡市	明治公園	福岡県	福岡市	香椎浜北公園			
栃木県	宇都宮市	東部総合公園						

※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類

※ 赤字は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【105公園】

※ 令和7年3月31日時点で不調や事業者の撤退等の事業は掲載していない。

(令和7年3月31日時点・国土交通省調べ)

公募設置管理制度(Park-PFI)の都道府県別活用状況(その1)

公園所在都道府県	公園管理者	公園名	公園所在都道府県	公園管理者	公園名	公園所在都道府県	公園管理者	公園名
北海道 (5)	札幌市	百合が原公園	埼玉県 (8)	さいたま市 (5)	(仮称) 埼玉県立総合教育センター跡地公園	神奈川県 (14)	神奈川県	観音崎公園
	恵庭市 (3)	漁川河川緑地 (花の拠点Ⅰ期)			与野公園		横浜市 (3)	横浜動物の森公園
		漁川河川緑地 (花の拠点Ⅱ期)			さぎ山記念公園		川崎市 (4)	山下公園
		恵庭ふるさと公園			(仮称) さいたま市農業交流公園		大通り公園	
	厚真町	大沼フィッシングパーク (大沼野営場)			(仮称) 岩槻南部新和西地区近隣公園等		池上新町南緑道	
		青森市			東所沢公園		富士見公園	
	青森県 (3)	青い森セントラルパーク			入間市		橋公園	
		むつ市 (2)			志木市		登戸つくりと公園	
岩手県 (3)	盛岡市 (2)	木伏緑地	千葉県 (5)	千葉県	柏の葉公園		横須賀市 (3)	長井海の手公園 (ソレイユの丘)
	中央公園	千葉市		千葉公園	三笠公園		三笠公園	
	二戸市	金田一近隣公園		木更津市	鳥居崎海浜公園		大矢部みどりの公園	大矢部みどりの公園
	宮城県	多賀城市		流山市	流山市総合運動公園		平塚市	湘南海岸公園
山形県 (2)	山形市 (2)	ひばり公園		我孫子市	手賀沼公園		藤沢市	鵠沼海浜公園
	駅前公園	東京都 (18)	東京都 (2)	明治公園	湯河原町		万葉公園	
福島県 (2)	郡山市		開成山公園等	中央区	代々木公園	富山県 (6)	富山県 (3)	富山県常願寺川公園
	須賀川市		翠ヶ丘公園	新宿区	桜川公園		富山市	富山県五福公園
茨城県 (4)	茨城県		偕楽園	江東区	新宿中央公園		高岡市	県民公園太閤山ランド
	水戸市		千波公園	品川区	若洲公園		射水市	吳羽山公園
	龍ヶ崎市		龍ヶ崎市森林公園	大田区	東品川海上公園		高岡市	高岡おとぎの森公園
	常総地方 広域市町村圏 事務組合		常総運動公園	渋谷区 (2)	羽田空港公園		射水市	本開発公園
栃木県 (3)	宇都宮市 (2)		東部総合公園	豊島区	北谷公園	石川県 (2)	加賀市 (2)	山代スマートパーク
	八幡山公園		北区	恵比寿南一公園	(仮称) 萬松園公園			
	足利市		本町緑地	板橋区	飛鳥山公園	福井県 (2)	勝山市	長尾山総合公園
群馬県 (6)	群馬県 (2)		敷島公園	江戸川区	板橋公園		越前市	武生中央公園
	観音山ファミリーパーク		小平市 (2)	総合レクリエーション公園	山梨県		富士川町	
	前橋市 (2)		ココルンシティ公園	東村山市	新左近川親水公園		長野県 (3)	大法師公園
	伊勢崎市		荻窪公園	多摩市	鷹の台公園		長野市	長野駅東口公園
	館林市		華蔵寺公園	国土交通省	中央公園		小諸市	飯綱山公園
	つづじが岡公園		国土交通省	萩山公園	塩尻市		小坂田公園	

※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類

※ 赤字は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【105公園】

※ 令和7年3月31日時点で不調や事業者の撤退等の事業は掲載していない。

(令和7年3月31日時点・国土交通省調べ)

公募設置管理制度(Park-PFI)の都道府県別活用状況(その2)

公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名	公園所在 都道府県	公園管理者	公園名
静岡県 (5)	静岡市 (2)	城北公園 清水船越堤公園	大阪府 (13)	大阪府 (2)	住吉公園 りんくう公園	福岡県 (14)	福岡県 (3)	天神中央公園 大濠公園 西公園
	浜松市	万斛庄屋公園		大阪市	難波宮跡公園		北九州市 (2)	勝山公園 到津の森公園
	湖西市	新居弁天公園		堺市 (4)	大仙公園 (いこいの広場) 大仙公園 (旧大仙公園事務所)		福岡市 (6)	東平尾公園 (大谷広場) 清流公園 明治公園
	伊豆の国市	狩野川神島公園			原池公園			長垂海浜公園 香椎浜北公園 音羽公園
	愛知県 (2)	小幡緑地 あいち健康の森公園			水賀池公園			久留米市 中央公園 新宮町 新宮ふれあいの丘公園
愛知県 (12)	名古屋市 (3)	久屋大通公園 徳川園 鶴舞公園		岸和田市	大門公園		佐賀県	佐賀県 吉野ヶ里歴史公園
		豊川市			桃山公園			佐世保市 中央公園 平戸市 中瀬草原
		津島市			江坂公園			別府公園 鉄輪地獄地帯公園 春木川公園 上人ヶ浜公園
	刈谷市 (2)	猿渡公園		吹田市 (3)	中の島公園		大分県 (4)	宮崎県 (2)
		刈谷市総合運動公園			枚方市			鹿児島市 加治屋まちの杜公園
	豊田市 (2)	鞍ヶ池公園		東大阪市	王仁公園			那霸市 漫湖公園 新都心公園
		中央公園 (第二期整備)			花園中央公園			浦添市 経塚公園
	小牧市	小牧山東公園	兵庫県 (3)	神戸市 (2)	海浜公園		名護市	名護市 21世紀の森
	三重県 (3)	ダイセーフorestパーク (鈴鹿青少年の森)			東遊園地			糸満市 南浜公園
	津市	中勢グリーンパーク		国土交通省	国営明石海峡公園 (淡路地区) I期			沖縄市 コザ運動公園
	四日市市	中央緑地	奈良県 (2)	橿原市	新沢千塚古墳群公園		延岡市	北谷町 北谷公園
	滋賀県 (4)	びわこ地球市民の森 びわこ文化公園		国土交通省	国営飛鳥歴史公園 (祝戸地区)			与那原町 与那古浜公園
京都府 (4)	滋賀県 (2)	大津市	広島県 (5)	和歌山市 (2)	本町公園			那霸市 漫湖公園 新都心公園
		彦根市			道の駅四季の郷公園			浦添市 経塚公園
		京都市 (2)		岡山市	北長瀬未来ふれあい総合公園			名護市 21世紀の森
	舞鶴市	大宮交通公園		広島市 (3)	広島県立びんご運動公園		沖縄市	糸満市 南浜公園
	京田辺市	南岩本公園			中央公園 (旧広島市民球場跡地)			沖縄市 コザ運動公園
	舞鶴市	舞鶴赤れんがパーク			中央公園 (広場エリア等)			北谷町 北谷公園
	京田辺市	田辺公園		福山市	中央公園			与那原町 与那古浜公園
	香川県	高松市		高知県 (2)	中央公園			那霸市 漫湖公園 新都心公園
	高知県 (2)	高知県		五台山公園	浦添市 経塚公園			
	高知市	桂浜公園		桂浜公園	名護市 21世紀の森			

※ 公募設置等指針を公表した公園を掲載したものであり、当該指針の公表年度で分類

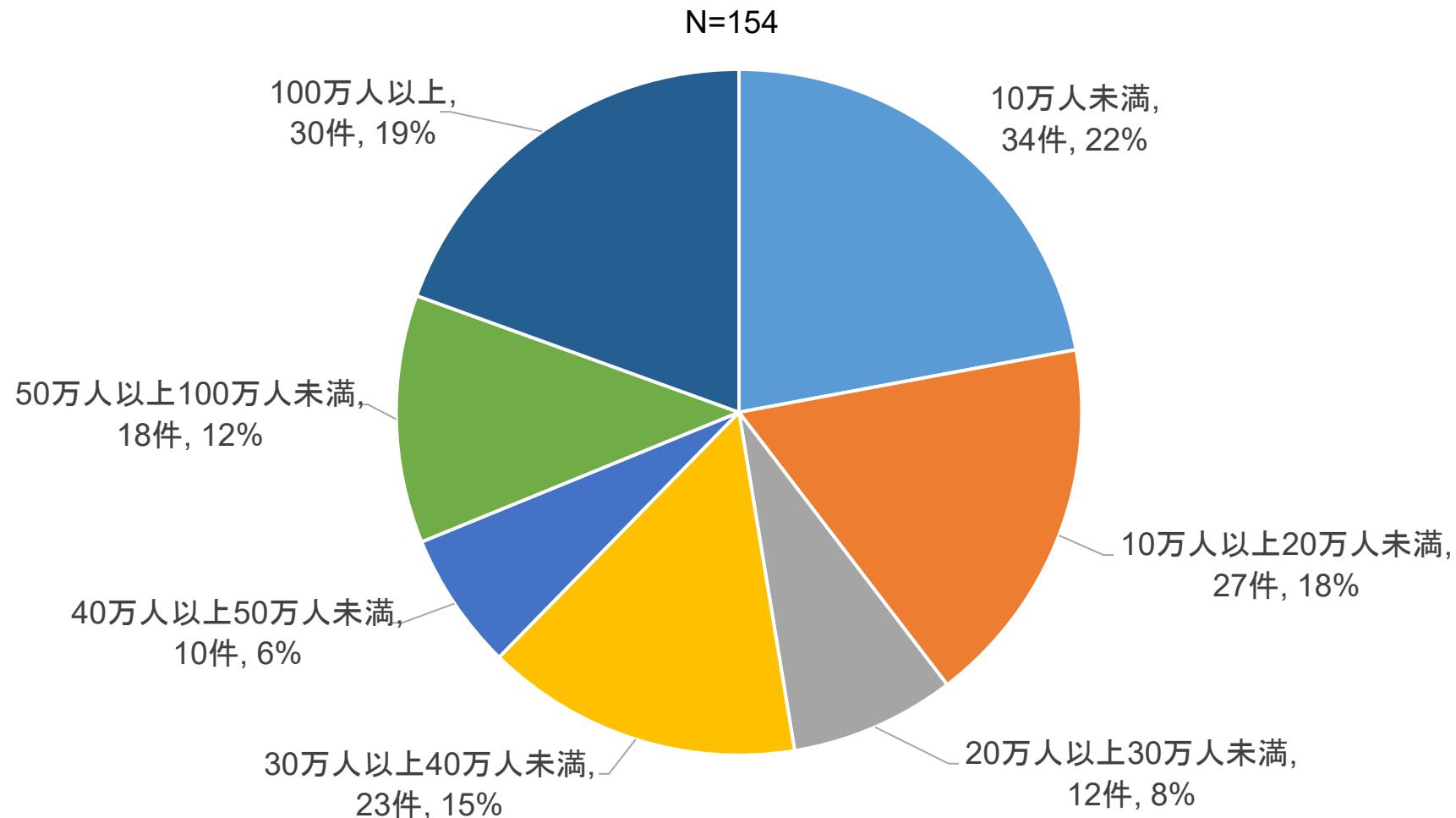
※ 赤字は公募対象施設が供用している公園（一部供用も含む）【105公園】

※ 令和7年3月31日時点で不調や事業者の撤退等の事業は掲載していない。

(令和7年3月31日時点・国土交通省調べ)

市区町村人口規模別 Park-PFIの活用状況

- Park-PFIを活用している都市公園（国営公園及び都道府県の都市公園は除く）が所在する市区町村の人口別に、Park-PFIの活用実績を整理すると下図のとおり。
- 人口30万人以上の市区町村における活用実績が半数以上を占めるが、人口10万人未満の市区町村でも34件（全体の22%）の活用実績がある。



事業名：飯綱山公園官民連携魅力向上事業 【長野県小諸市】

事業内容の分類

Park-PFI

人口20万人未満自治体

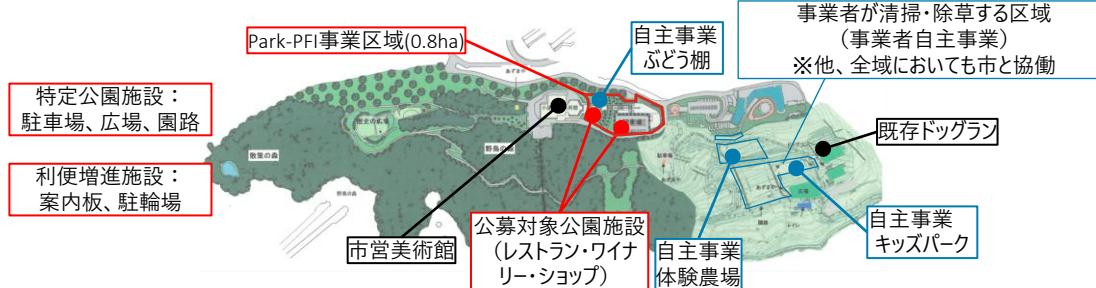
ローカルPFI

- 市の公共施設マネジメントの一環として、十分な利活用ができていなかった公園に民間活力を導入し、新たな魅力創出を図った。
- 地元との連携に協力的な事業者が選定されたことや、事業者提案を積極的に受け入れる工夫を行ったことで、公募範囲を超えて、公園全体の魅力を向上させる事業が実施できた。

事業概要

事業概要

- ▶ Park-PFI事業により公募対象公園施設として、レストラン（飲食店）、ワイナリー・ショップ（売店）、利便増進施設として駐輪場、案内板を整備するほか、提案事業として、モニュメント、ぶどう棚（修景施設）、キッズパーク（遊戯施設）、体験農場（修景施設）を園内に設け、新たな魅力を園内に生み出した。提案施設はPark-PFI対象敷地とは別の場所に設置している。
- ▶ 令和5年3月供用開始した。



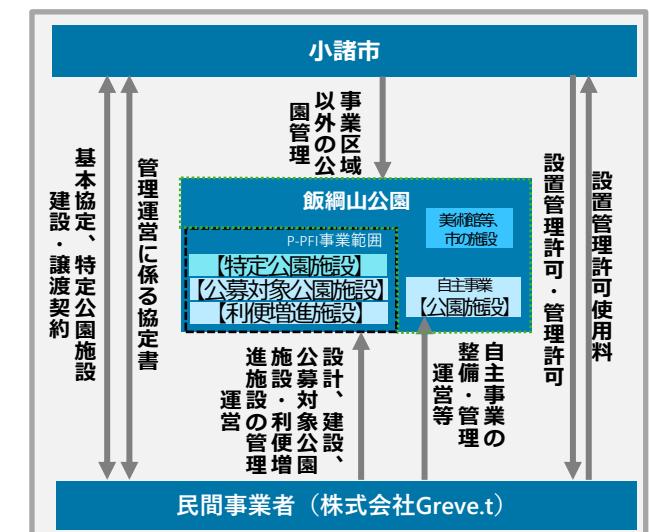
(図・写真は小諸市の提供物を加工)

事業主体	小諸市（長野県）人口：約4万人	公園面積	約23.35ha
事業方式	Park-PFI	事業経緯	令和3年7月 公募設置等指針の公表・配布 令和3年7月 応募登録期限 令和3年10月 公募設置等予定者等の通知 令和3年12月 公募設置等計画の認定 令和3年12月 基本協定締結 令和5年3月 供用開始
事業期間	令和3年12月～令和23年12月（20年）		
事業費	公費負担なし		
施設概要	【公募対象公園施設】レストラン、ワイナリー・ショップ 【特定公園施設】駐車場、広場、園路 【利便増進施設】案内板、駐輪場 【その他※】ぶどう棚、キッズパーク、体験農場、モニュメント ※Park-PFI事業とは別に事業者提案により実施		

事業の背景・課題

- ▶ 飯綱山公園は、市中心部から北部に位置し、飯綱山の頂上部という見晴らしのよい立地に加え、小諸高原美術館、富士見城跡地である歴史の広場、ドッグランなどを有する総合公園であるが、十分な利活用がされておらず、維持管理に課題もあり、地元からも改善を求める声が出た。
- ▶ 令和2年度に市の総務部に「施設管理室」という公共施設マネジメントを担当する部署を設置した。歳出削減や施設再編の検討が主たる業務だが、民間活力の導入もあわせて検討することとなり、市の財政状況を踏まえて、飯綱山公園の再整備において、Park-PFIを導入することを検討することとした。

事業スキーム



事業名：飯綱山公園官民連携魅力向上事業 【長野県小諸市】

事業内容の分類

Park-PFI

人口20万人未満自治体

ローカルPFI

事業の特徴

Point① 庁内の推進体制

- 市の公共施設マネジメントを担う部署「施設管理室」が総務部内に新設されたことを受け、Park-PFI事業についても検討を進めることになった。施設管理室の担当職員2名が、許認可や管理運営を担う都市計画課と連携しながら、事業を推進した。
- サウンディング及び公募設置等指針の策定に対し、市の都市再生事業全般に関して包括的な支援業務委託を行っているコンサルタントからの支援を受けた。

Point② サウンディングによる実現性の確認

【サウンディング】

- 事業実施にあたり、サウンディングを1回実施した。市のSNSや公園緑地協会、地元マスコミを通じた情報提供を行い、参加者を募ったところ、2社の応募があった。
- サウンディングにおける事業者からの提案において、より実現性の高いと思われる提案の内容について、Park-PFI事業として推し進めることとした。

Point③ 地元住民等との丁寧な対話

【地元との対話】

- Park-PFIは県内でも初めての取組であったため、当初、地元の自治会より、工事による渋滞や事業による交通量の増加等の影響について懸念を示されたが、丁寧に説明することで理解を得られた。議会に対しても同様に、制度概要から事業内容まで丁寧に説明し、理解を得た。
- 事業開始後は、地元企業や地元自治会との関係性も非常に良好であり、地元の方と園内の植栽管理を共同で行ったり、イベントを実施したり等の交流が生まれている。

Point④ 事業内容への柔軟性

【選定事業者との連携】

- Park-PFI事業者からの提案により、Park-PFIの事業区域以外も含めた公園内での複数の自主事業を認めている。実施にあたり、都市計画課や県と、許可区分や管理運営方法について、協議を行い、提案を柔軟に受け止めた。
- 事業者とは基本協定書の他に飯綱山公園の管理運営に関する協定書を取り交わし、事業者はそれに従って、公募事業や自主事業等に関する管理運営を行っている。

施設の所有・管理の状況					
		施設種別	所有者	管理者	使用料
Park-PFI 事業区域	公募対象公園施設 (設置管理許可)	レストラン【飲食店】、 ワケレーチョップ売店※4	事業者	事業者	○
	特定公園施設 (管理許可)	駐車場、広場、園路	市	事業者	-
	利便増進施設 (占用許可)	案内板、駐輪場	市	事業者	○ (占用料)
上記 区域外	自主事業の施設 (設置管理許可)	ぶどう棚【修景施設】、 体験農場【修景施設】、 キッズパーク【遊戯施設】、 モニュメント	市	事業者	○
	上記以外の 公園全域 (管理協定※2)	-	市	市※3	-

※1 ①は公園施設の種別

※2 事業者と管理協定を締結し、Park-PFI事業区域以外の自主事業等も含めて、施設管理や園地の植栽管理、清掃・除草作業、除雪作業について定めている

※3 清掃・除草のうち市と協働できる業務は事業者も行う

※4 事業者が自主的に地元事業者の販売スペースを設け、物品販売を行っているため、地元企業との関係性も良好である



事業開始前



事業開始後

事業実施による効果

【自治体】

- 《賑わいの創出》 Park-PFIにより整備された施設の来客者数は当初の想定を上回り、隣接する園内の美術館（市による運営）の入場者数も5割以上増加した。飲食店は想定以上の客入りで予約が取れないほど盛況。
- 《維持管理コストの削減》 民間資金を活用して公園の再整備を行えただけでなく、公園使用料により歳入が増加した。

【事業者】

- 《既存事業の多角化》 従前より市内でワイン用ぶどうの栽培を進め、ワイン製造を計画していた事業者にとって、単にワインを醸造するだけでなく、自社商品を提供できるレストランや売店を経営できる。また、それらを通じた地元企業等との連携も進めている。

【地域】

- 《地元との協働》 地元自治会との関係性もよくなり、Park-PFI事業者と地元の方が連携して園内の公園管理やイベント運営を行うようになった。

【利用者】

- 《公園の魅力向上》 施設の再整備のほか、今までにない施設が導入されたことにより、公園に市民にとっての新たな魅力が生まれた。
- (写真は小諸市より提供)

事業名：学びの森官民連携型賑わい拠点創出事業 【岐阜県各務原市】

事業内容の分類

Park-PFI

人口20万人未満自治体

ローカルPFI

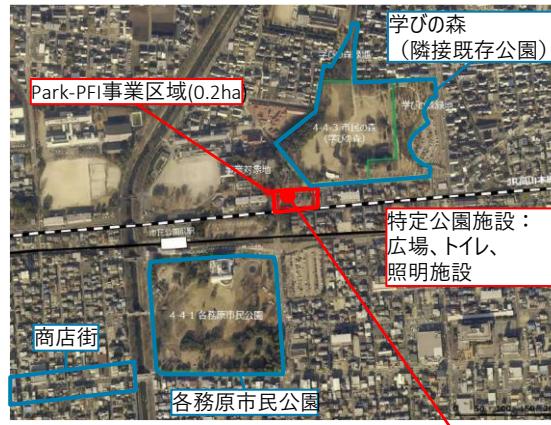
- 福祉センター臨時駐車場敷地を活用し、既存公園の賑わいを拡大させるとともに、周辺地域や商店街までその賑わいを波及させた。
- 公募前に社会実験を実施し、事業の採算性を確認するとともに、その結果を公表し、幅広く事業者を募る等、公平性や透明性を意識した事業とすることで、事業者の参画しやすい環境を整えた。

事業概要

事業概要

- ▶ 事業コンセプトとして、「常設のマーケット日和」を置き、民間のノウハウや資金を導入した事業の実施により、周辺エリアの賑わい創出を図った。
- ▶ 公募対象施設として、飲食店を含む木造の屋内遊び場施設、特定公園施設として広場、トイレ、照明施設、園路、植栽、ベンチが整備されている。令和3年3月供用開始した。
- ▶ Park-PFI事業者は、岐阜県産・国産材による木造建築や木育施設運営を行う県内企業であり、地域のプレーヤーと関わりながら、イベント等も含む、多様な運営を進めている。「マーケット日和」の実行委員である一般社団法人とも連携しており、主体的な地域の賑わいをもたらした。
- ▶ 学びの森を起点に、賑わいが隣接公園に波及し、さらに、公園の周辺エリアの商店街において、まちなかウォーカブル推進事業も進められている。

(図・写真は各務原市の提供物を加工)



マーケット日和(2018)の様子



公募対象公園施設 (木育施設・飲食施設)

事業の背景・課題

- ▶ 学びの森は、中心市街地にある緑豊かなオープンスペースを有する都市公園であり、毎年文化の日に園内で開催されている「マーケット日和」というイベントにより、近年来園者数が増加していた。
- ▶ 以前より学びの森に隣接する福祉センター臨時駐車場敷地の土地利用を検討していた。「マーケット日和」の活性化をきっかけとして、駐車場敷地をPark-PFIの対象エリアとして活用可能と判断し、学びの森や近接する各務原市民公園も含めた周辺エリアの更なる賑わいの創出を目指し、事業化を進めた。

事業スキーム



事業主体	各務原市（岐阜県）人口：約14万人	公園面積	約4.2ha (隣接する学びの森緑地を含めると約6.1ha)
事業方式	Park-PFI	事業経緯	令和元年10月 公募設置等指針の公示 令和元年12月 公募設置等計画の受付 令和元年12月 公募設置等予定者等の通知 令和2年2月 基本協定締結 令和2年2月 公募設置等計画の認定 令和2年5月 認定計画提出者による工事 令和3年3月 供用開始
事業期間	令和2年4月～令22年3月（20年）		
事業費	非公表（うち、社会資本総合整備交付金0.2億円）		
施設概要	【公募対象公園施設】屋内遊び場（飲食店を含む） 【特定公園施設】広場、トイレ、照明施設、園路、植栽、ベンチ		

事業名：学びの森官民連携型賑わい拠点創出事業 【岐阜県各務原市】

事業内容の分類

Park-PFI

人口20万人未満自治体

ローカルPFI

事業の特徴

Point① 庁内の推進体制

- Park-PFI事業として案件化してからは、都市建設部内にPark-PFI事業の特命推進組織として「室」を設置した。公募から供用開始後1年目まで、室の主担当3名（兼務）で業務にあたった。
- 現在は「室」は廃止され、都市建設部が維持管理を実施している。
- 外部コンサルタント等は活用していない。

Point② 事業における透明性と公平性の確保

【サウンディング】

- 公募にあたり、透明性と公平性の確保を重視したため、サウンディングに関して幅広く参加者を募集し、市のHPだけでなく、Park-PFI推進支援ネットワークやぎふPPP/PFI推進フォーラムを通じて情報提供を実施した。その結果、地元だけでなく、周辺都道府県からも応募があった。
- サウンディングは2回実施し、全国から多数の事業者が参加した。

Point③ 社会実験による採算性の確認と結果の公表

【公募前の準備】

- サウンディングにおいて、民間事業者から採算性を懸念する意見が出たことから、市の主導による社会実験を実施した。社会実験では、Park-PFI対象敷地及び学びの森、市民公園を含む周辺エリアを対象として、カフェ、マーケット、その他イベントを実施し、エリア内の通行量や来場者数、売上等の情報や来場者アンケートの結果を報告書としてとりまとめ公開した。社会実験は業務委託により実施した。
- 対象エリアにおける採算性について、事業者が把握できるようにしてから、Park-PFI事業の公募に進んだ。

Point④ 社会実験を通じた地元意見の把握

【地元との対話】

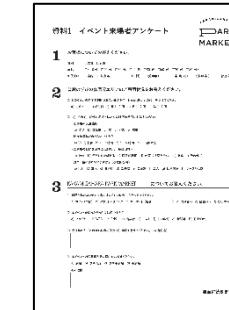
- 地元住民に対しては、社会実験等も含め、事業に関して周知を図ったほか、社会実験において、来場者アンケートにより得られた市民からの意見について、事業内容にも取り入れた。



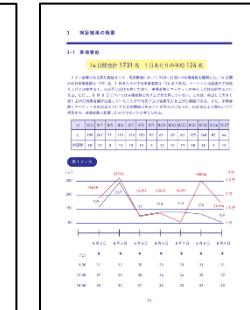
社会実験：マーケット（令和元年実施）



社会実験：夏夜マルシェ（令和元年実施）



社会実験での定量的なアンケート調査（アンケート調査報告書抜粋）



社会実験での定量的なアンケート調査（アンケート調査報告書抜粋）



社会実験での定量的なアンケート調査（アンケート調査報告書抜粋）



事業開始前



事業開始後
(図・写真は各務原市より提供)

事業実施による効果

【自治体】

《賑わいの創出》 学びの森への来園者数やイベント数が明確に増加し、ほぼ毎週、何かしらのイベントが開催されている。Park-PFI事業者だけでなく、様々なイベント事業者が学びの森エリアにおけるイベントに興味を示す機会が増えている。

【事業者】

《Win-Winの取組》 岐阜県産材等による木造建築・木育施設運営を行う県内企業と各務原市の市民団体の共同運営により、木造の屋内遊び場を中心とした、地域の多様なプレーヤーが関わる場が形成された。

【地域】

《公園を起点としたまちづくり》 公園における賑わいが近接する公園や商店街に波及し、周辺商店街におけるまちなかウォーカブル推進事業も進められることとなった。

【利用者】

《暮らしの質向上》 施設の整備のほか、様々なイベント開催により、公園利用者の暮らしの質が向上している。

事業名：江坂公園及び吹田市立江坂図書館魅力向上事業 【大阪府吹田市】

事業内容の分類

Park-PFI + 公園全体
での指定管理

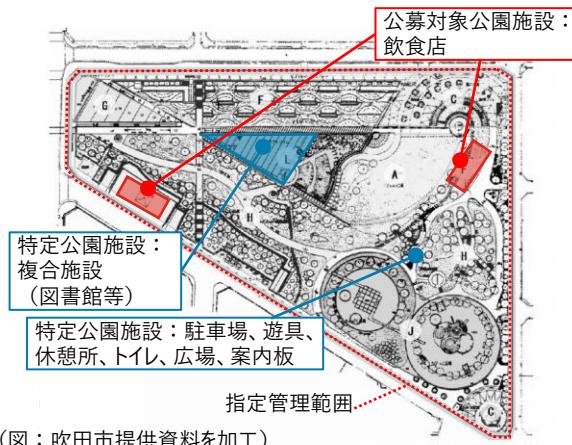
一体公募

- 市内都市公園の「目指すべき姿」に基づき、図書館の狭隘、施設跡地の活用、公園施設の老朽化等の課題に対応するとともに、Park-PFI及び一体的な指定管理の導入により、施設ごとに分かれていた所管課をまとめ、業務の効率化や、多様な主体の参画による公園の賑わい創出を図った。

事業概要

事業概要

- 本事業では、公募対象公園施設として飲食店を設置するほか、特定公園施設として、園内の複合施設（江坂図書館、花とみどりの情報センター跡等）の改修による江坂図書館の機能拡充、既存公園施設の更新、有料駐車場の整備等を行い、指定管理により公園全体の一体的な管理を行う。
- 直営による司書業務等を除いた江坂図書館の管理運営も指定管理業務により実施し、公園を含めた一体的な管理による効果的な運営を期待されている。



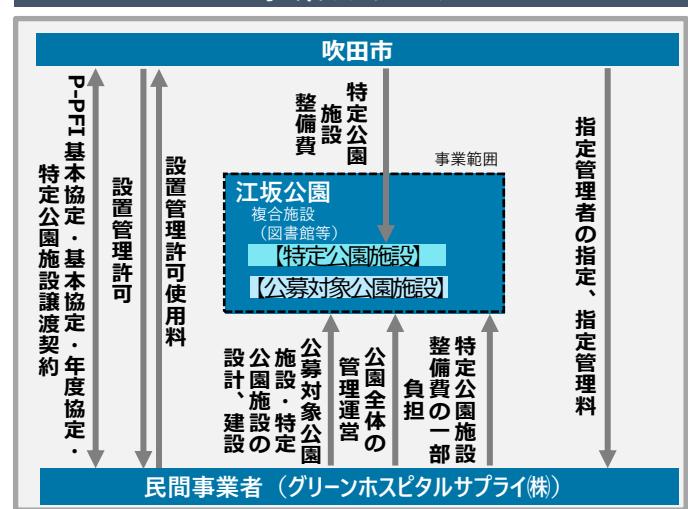
(図：吹田市提供資料を加工)

事業主体	吹田市（大阪府）人口：約39万人（令和2年国勢調査）	公園面積	約2.3ha
事業方式	Park-PFI、指定管理	事業経緯	令和3年11月 公募設置指針等の公表 令和4年1月 設置等予定者の決定 公募設置計画の認定 令和4年3月 基本協定の締結 令和4年5月 認定計画提出者による設計・工事 令和4年7月 指定管理開始 令和5年4月 供用開始
事業期間	公募対象公園施設：令和4年7月～令和24年3月（19年8か月）※5年毎の許可更新 特定公園施設（指定管理）：供用開始～令和24年3月 指定管理期間：令和4年7月～令和24年3月（約19年8か月）		
事業費	約3.4億円（民間資金、都市構造再編集中支援事業補助金、市費）		
施設概要	【公募対象公園施設】飲食店 【特定公園施設】駐車場、トイレ、休憩所、遊具、総合案内板、図書館、エントランスホール、パークセンター、フラッグポール、広場		

事業の背景・課題

- 本公園は、南吹田第2土地区画再生事業により昭和44年に開設された近隣公園であり、平成8年に全面リニューアルを行い、市営の地下駐車場、図書館、江坂花とみどりの情報センターを設置している。
- 令和元年度に全公園を対象にサウンディング型市場調査を実施。江坂公園は事業者の参入意欲が最も高かったため、公園施設の老朽化への対応や維持管理コストの縮減を期待し、Park-PFIの導入を決定した。また、事業者に管理運営を見据えた整備を実施してもらうため、Park-PFIと指定管理者制度を併用することとした。
- 事業推進にあたり、公園の「目指すべき姿」を整理し、それら方針をもとに、公募を実施した。

事業スキーム



事業名：江坂公園及び吹田市立江坂図書館魅力向上事業 【大阪府吹田市】

事業内容の分類

Park-PFI + 公園全体
での指定管理

一体公募

事業の特徴

Point① 対話を通じた事業者との連携強化と求められる条件の明確化

【サウンディング】

- 令和元年度に実施した市内の主要な公園及び公園全体についての公募型サウンディングに加え、国土交通省主催の近畿ブロックプラットフォームにおけるサウンディング、令和2年度に実施した江坂公園及び桃山公園を対象とした事後サウンディングの計3回を実施した。
- 江坂公園及び桃山公園の事後サウンディングは、市場調査時に関わった事業者と個別対話形式で実施しており、本事業に興味を持つ事業者から具体的な提案を受けたことにより、より具体的な募集要項の作成につながった。

Point② 地元住民への丁寧な説明

【地元との調整】

- 公園の目標像や基本理念などを定めた「目指すべき姿」について、パブリックコメントを実施したほか、公募概要については住民説明会を実施した。そのほか地元自治会、ボランティア団体、学校、企業協議会といった関連団体については個別に説明会を実施したことにより、地元住民の理解を獲得でき、円滑に事業が進められた。

Point③ 庁内の推進体制

【庁内体制】

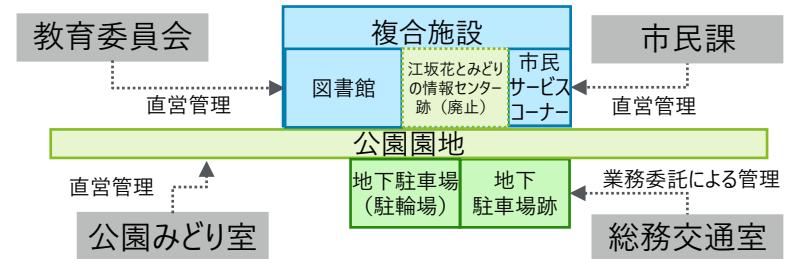
- 公園内の各施設によって所管部署が異なっていたため、各施設で発注している委託業務等の期間の把握、整理に注意しながら事業を推進した。
- 事業の検討にあたっては、庁内全体での会議に加えて個別での調整を丁寧に行った。所管別の合意形成や予算計上における調整では、公園部署がリードすることで遅滞なく進められた。

Point④ 指定管理の設定に係る工夫

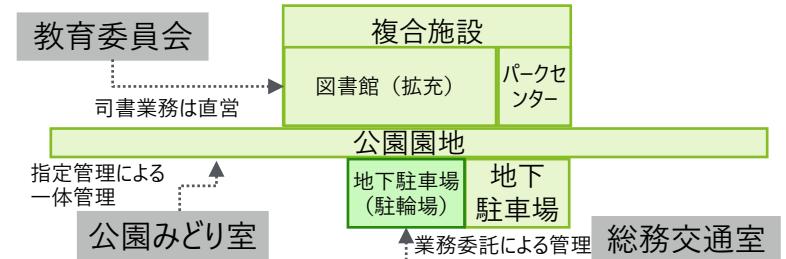
【指定管理】

- 事業前は、公園は市直営での運営、図書館は窓口業務のみを業務委託という体制をとっていたが、公園と図書館の一体管理にあたっては指定管理者制度を導入した。
- 市として図書館に指定管理者制度を導入した先行事例があったため、制度導入にあたり庁内の反発等はなかった。
- 蔵書管理や資料選定、レファレンス業務、主催事業、地域の読書活動、図書館運営に係る関係機関との連携等の司書業務については、引き続き市が担うこととした。

【事業前の管理体制】



【事業開始後の管理体制】



(写真は吹田市より提供)

事業実施による効果

【自治体】

《賑わいの創出》 多様なイベントやキッチンカーなどの賑わいの創出が見られ、図書館の来館者数はR元年度26万人からR5年度41万人となり1.6倍に増加した。なかでも指定管理の導入による公園と図書館の管理の一体化により、これまで実施していなかった公園と図書館合同でのイベントを実施するなど、賑わいの創出につながっている。また、付加的に夜間においても明るい環境を保持することができ、防犯面においてもメリットが生まれた。

【事業者】

《地域還元事業の実施》

本事業においては、代表企業として地元企業が参画。公園に係る協議会と連携した事業実施を通じ、様々な主体とのネットワークが形成できた。

【地域】

《地域の結束力の強化》

公園での活動や図書館での学びを通じて様々な年齢層が集い、多世代交流のきっかけとなった。

【利用者】

《公園と図書館の相互利用》

公園と図書館の動線を確保することにより、互いに訪れる人が増え、利用率が増加した。

- 都市公園も含めた一体的なエリアにおいて「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成するため、官（市町村まちづくり部局・公園管理者）と民の連携により、民間のノウハウを活用した都市公園における交流・滞在空間の創出を促進する「都市公園リノベーション協定制度」を創設。

制度の概要

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の都市公園において民間事業者等*が行うカフェ、売店等（滞在快適性等向上公園施設）の設置・管理やそれにより得られる収益を活用した園路、広場等（特定公園施設）の整備を、市町村が都市再生整備計画に位置付け
 - * 市町村とともにまちづくり活動に取り組んでいる民間事業者等が対象。具体的には、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人であって、当該都市公園におけるまちづくり活動の実績のある者に限定
- 当該都市再生整備計画に基づき公園管理者と民間事業者等が協定（都市公園リノベーション協定制度）を締結した場合、滞在快適性等向上公園施設の設置等について、以下の都市公園法の特例を付与

都市公園法の特例

①設置管理許可期間の延長（10年→20年）

- ・ 協定の有効期間は最大20年
 - ・ その期間中に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない*
- * 設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証

↓制度を活用した公園整備（イメージ）

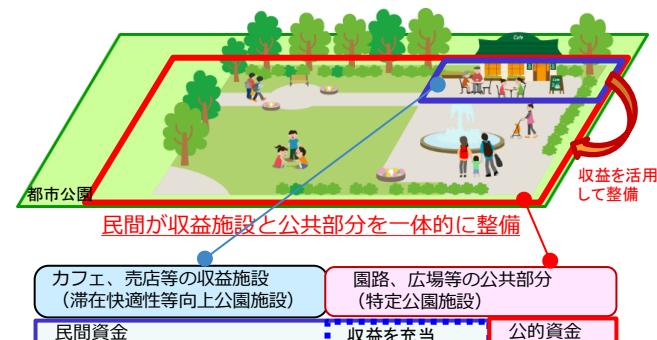
②建蔽率の上限緩和（2%→12%）

- ・ 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・ 滞在快適性等向上公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に建蔽率を10%上乗せ

③占用物件の追加（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）

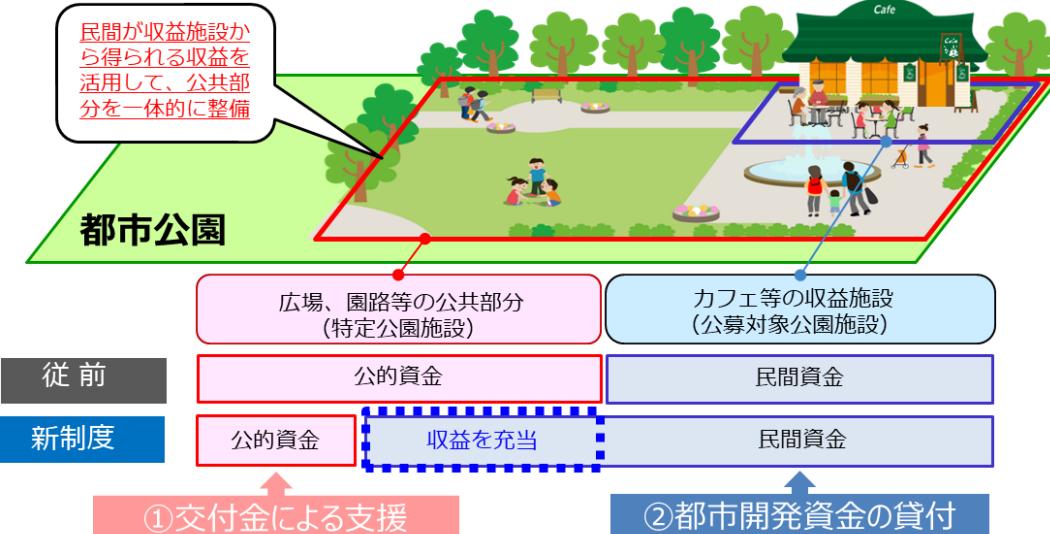
- ・ 協定に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「公園利便増進施設等」（占用物件）として設置可能*

* 設置する場合、都市公園の環境の維持・向上を図るために清掃等を行うことが必要



	Park-PFI (H29都市公園法)	都市公園リノベーション協定制度 (R2都市再生特別措置法)
制度趣旨	都市公園の整備への多様な民間主体の参画を促進を通じた都市公園の魅力向上	まちづくりと一体となった都市公園の整備を促進し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を促進
対象区域	—	市町村が都市再生整備計画の中で指定する滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）内
事業主体	公募により選定	<p>協定の対象となる都市公園における事業実績を有する 一体型事業実施主体※又は都市再生推進法人</p> <p>※ まちなかウォーカブル区域内の土地所有者等で、市町村が実施する公共施設の整備又 は管理に関する事業の区域に隣接又は近接する区域において、市町村の事業と一体 的に交流・滞在空間を創出する事業の実施主体</p>
実施フローの 概略 青は法定 白は運用	<p>マーケットサウンディング</p> <p>公募設置等指針の策定 ※実施主体を公募</p> <p>公募設置等計画の提出</p> <p>公募設置等計画の認定 ※実施主体を選定（学識経験者にも意見聴取）</p> <p>設置等予定者の選定</p> <p>基本協定等の締結</p> <p>設置管理許可の付与</p>	<p>マーケットサウンディング</p> <p>都市再生整備計画の案の公告・縦覧 ※案の段階で実施主体を特定、内容は概要レベル</p> <p>意見書の提出</p> <p>意見書の審査 ※案の実施主体で良いかどうか判断</p> <p>都市再生整備計画の策定</p> <p>都市公園リノベーション協定の締結</p> <p>設置管理許可の付与</p>
特例	<p>①設置管理許可期間の特例 (10年→20年)</p> <p>②建ぺい率の特例 (2%→12%)</p>	<p>③占用物件の特例 (自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に)</p> <p>20</p>

事業スキーム



① 官民連携型賑わい拠点創出事業

Park-PFIにより選定された民間事業者又は都市公園リノベーション協定を締結した民間事業者が行う特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援

② 賑わい増進事業資金（都市開発資金）

Park-PFIにより選定された民間事業者又は都市公園リノベーション協定を締結した民間事業者が行う公園施設の整備に要する資金の貸付けを行う地方公共団体に対し、国が有利子の貸付けを行う

①官民連携型賑わい拠点創出事業の要件

交付対象	地方公共団体
面積要件	面積0.25ha以上の都市公園
国費対象基礎額	民間事業者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する額の1/2
事業費要件	公共部分整備費の積算額に対して、地方公共団体の負担金額が1割以上削減されること

②賑わい増進事業資金（都市開発資金）の貸付要件

貸付対象者	地方公共団体を通じて民間事業者（公募設置等計画の認定を受けた者又は都市公園リノベーション協定を締結した者）
貸付対象	民間事業者が設置する公園施設の整備に要する費用（交付金や他の借入れ部分等を除く）
貸付割合	公園施設整備費（公募対象公園施設+特定公園施設）の合計の1/2以内
利子	有利子
償還期間	・10年以内（4年以内の据え置き期間を含む） ・均等半年賦償還

Park-PFI関連

- 都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン
- 公募設置等指針のひな型
- Park-PFI事例集

都市公園リノベーション協定制度関係

- まちづくりと一体となった都市公園のリノベーション促進のためのガイドライン
～都市公園リノベーション協定制度の創設について～

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html

＜連絡先＞
国土交通省都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官
03-5253-8111 (内線32946)